

モニタリング結果表

公の施設名	南方歴史民俗資料館	所管課	生涯学習課
施設の住所	登米市南方町八の森40-1	電話	0220(58)2167
指定管理者	南方コミュニティ運営協議会	(代表) 会長	永浦 勝男
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	設置条例名	登米市民俗資料館条例

1 利用状況

(1) 利用状況

項目	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	備考
稼働(開館)日数						
利用件数						震災後、館内資料整理中のため閉館中。(入館希望者には随時対応。入館料は徴収していない)
内減免件数						
利用者数						

(2) 施設管理以外で仕様書に定める事業の実施状況(例:公民館事業)

事業名	平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度実績		平成30年度実績		平成31年度実績		備考(内容)
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
実施はありません											
合計											

2 項目別評価

評価大項目				指定管理者評価	所管課評価
<b>(総括1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか。</b>					
中項目	(1) 利用者の平等な利用の確保	小項目	①利用者に対して公平に利用機会を提供しているか。	評価不能	震災被害により使用できないため評価不能
			②利用料金の減額免除手続きは適切に行っているか。		
	③利用者の意見要望を把握し、適切に対応しているか。				
	④利用者数拡大の取り組みが行われているか。				
(2) サービス向上の具体的な手法及び期待した効果に係る取り組み内容実績等	小項目	①利用者へのサービス向上のための取り組みを行っているか。	評価不能	震災被害により使用できないため評価不能	
		②文化材の保存及び地域の歴史文化の伝承のための施設の機能を活用した取り組みを行っているか。			
		③施設情報の提供に係るインターネット等を活用した広報の取り組みを行っているか。			
		④地域や関係機関との連携を行っているか。			
指定管理者の自己評価		東日本大震災による被災から段階ごとに補修作業を行ってきたが、本格的な稼働についてはこれからである為、評価不能である。(評価項目はBとした。)			
施設所管課による評価		※震災被害により使用できないため評価不能			

(総括2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか。				A		A	
中項目	(1) 施設の適切管理及び管理内容に係る実績等	小項目	①設備の保守点検や清掃、警備、衛生管理、環境整備等の維持管理業務を適切に行っているか。	A	A	A	A
			②省エネ、コマの抑制、ラライアルの推進等の環境負荷低減の取り組みを行っているか。	A		A	
			③個人情報保護対策は適切に行われているか。	A		A	
			④施設の安全確保のための取り組みを行っているか。	A		A	
			⑤損害保険等必要な保険に加入しているか。	S		A	
(2) 施設の管理運営経費に係る内容実績等	小項目	①収支計画書と比較して、収支状況は適正か。	A	A	A	A	
		②経費縮減の取り組みを行っているか。	A	A	A		
指定管理者の自己評価			施設管理・予算管理に於いては概ね良好である。また、施設の補修・維持・安全確保に努めた。				
施設所管課による評価			設備の保守点検や維持管理業務等が適切に行われている。また、経費節減に努め、黒字を維持している。なお、光熱水費については改善センターと共有している。以上のことから、総合的に水準どおりと評価した。				
(総括3) 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか。				A		A	
中項目	(1) 安定運営の人的能力(管理体制・職員体制、指導研修体制、緊急時対応等)	小項目	①施設の管理運営を行うための適切な職員体制となっているか。	A	A	A	A
			②施設の管理運営に関わる職員の労務管理は適切か、また労働保険への加入等の労働福祉の体制は整備しているか。	A		A	
			③施設の管理運営に関わる職員の指導育成は計画どおり行っているか。	A		A	
			④緊急時の危機管理体制は整備されているか。	A		A	
(2) 安定的運営を行う経理的基盤	小項目	①団体の財務状況は健全か。	A	A	A	A	
		②経理規程等が整備され、指定管理業務に係る経費が適切に管理されているか。	A		A		
		③団体としての監査体制があり、適切に監査を行っているか。	A		A		
指定管理者の自己評価			現状での施設の管理運営を適切に行うことができた。				
施設所管課による評価			公民館職員が併任で適切に管理を行っている。また、経理規程等も整備され、適切な会計管理を行っている。以上のことから、総合的に水準どおりと評価した。				
(総括4) ※その他、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認める事項							
中項目	(1) ※市が評価項目を設定していた場合、又は指定管理者が申請時に提案した内容がある場合は、この欄に記載し、評価を行う。	小項目					
中項目	(2)	小項目					
指定管理者の自己評価							
施設所管課による評価							

### 3 総合評価

総合評価	指定管理者による総括自己評価		施設所管課による評価	
	評価		評価	
B		東日本大震災以降、施設は閉館としていたが、希望者の来館があればその都度職員がついて、安全確保に努めながら受け入れをしていた。しかし、従来の様に開館できる体制ではなく、利用者の要望に十分に応えられる状況とは言えず、評価不能である。(評価項目はBとした。)	A	設備の保守点検や維持管理業務等が適切に行われている。以上のことから左記の評価とする。